

2020年度 歯科衛生臨床研究助成実施要領

公益社団法人日本歯科衛生士会
日本歯科衛生学会

(助成の趣旨)

- 1 国民の歯科口腔保健の推進に寄与することを目的として、歯科衛生臨床研究を助成し、もって歯科衛生業務の発展・向上の一助とする。
- 2 助成は、株式会社YDM（以下「YDM」という。）の協賛を得て、実施する。

(研究のテーマ)

- 3 本研究は、歯科衛生業務の実践に根差した臨床研究テーマに基づく指定研究とする。
- 4 研究テーマは、日本歯科衛生学会（以下「学会」という。）が決定し、YDMに報告する。

(応募の対象)

- 5 研究助成の対象者は、日本歯科衛生士会（以下「本会」という。）の正会員とする。

(研究応募者の募集および選定)

- 6 本会発行の歯科衛生だより（会報）、ホームページ、または学会雑誌に「歯科衛生臨床助成」の指定研究テーマを広報し、応募者を募集する。
- 7 申込用紙は、本会ホームページよりダウンロードする。
- 8 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、所属長または指導者の推薦書を添えて、4月30日必着で学会事務局に郵送する。

(選定および通知)

- 9 応募者の中から学会幹事会において選考し、最終決定はYDMに報告する。
- 10 選考結果は、学会より応募者に5月末までに通知する。

(研究期間、指定研究助成者の数および支給額)

- 11 研究期間は、2020年4月1日から2021年3月31日とする。
- 12 指定研究助成は、一課題とする。
- 13 助成金は、一課題につき30万円とし、7月に交付する。

(助成金の使途)

- 14 助成金は、本会が定めた助成対象経費にのみ使用することができる。助成対象経費は別に定める。

(報告書の提出)

- 15 指定研究助成者は、2021年3月31日までに研究報告書および会計報告書を提出する。
- 16 報告書提出後、日本歯科衛生学会学術大会にて、指定研究に関する口演発表を行う。
- 17 指定研究の結果をまとめ、学会雑誌に投稿する。投稿時には倫理審査委員会の承認が必要である。